

2022年3月11日

Japan tax alert

EY税理士法人

令和4年3月期決算に おける税務上のポイント ～デジタル社会の実現とウィズ コロナ・ポストコロナの経済再生～

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

今年も3月決算法人の決算期末が近づいてきました。新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、わが国は感染症拡大防止とデジタル社会の実現を通じた経済再生を両立させるべく、さまざまな取り組みが行われているところです。

税制面では、デジタル技術を活用した企業変革(DX)を加速させ、レガシーシステムからの脱却を図ること、そしてソフトウェア分野における研究開発を支援することに対する措置が講じられました。

また、脱炭素化を後押しするためにカーボンニュートラルに向けた投資促進税制も創設されています。

なお、本年度は令和4年度の税制改正項目のうち、過去に遡及して令和4年3月期の法人税申告に適用されるものもあるため留意が必要です。

本アラートでは、令和4年3月期に適用される税制改正のうち、主要な項目について解説します。

I. 法人税における主要な改正事項

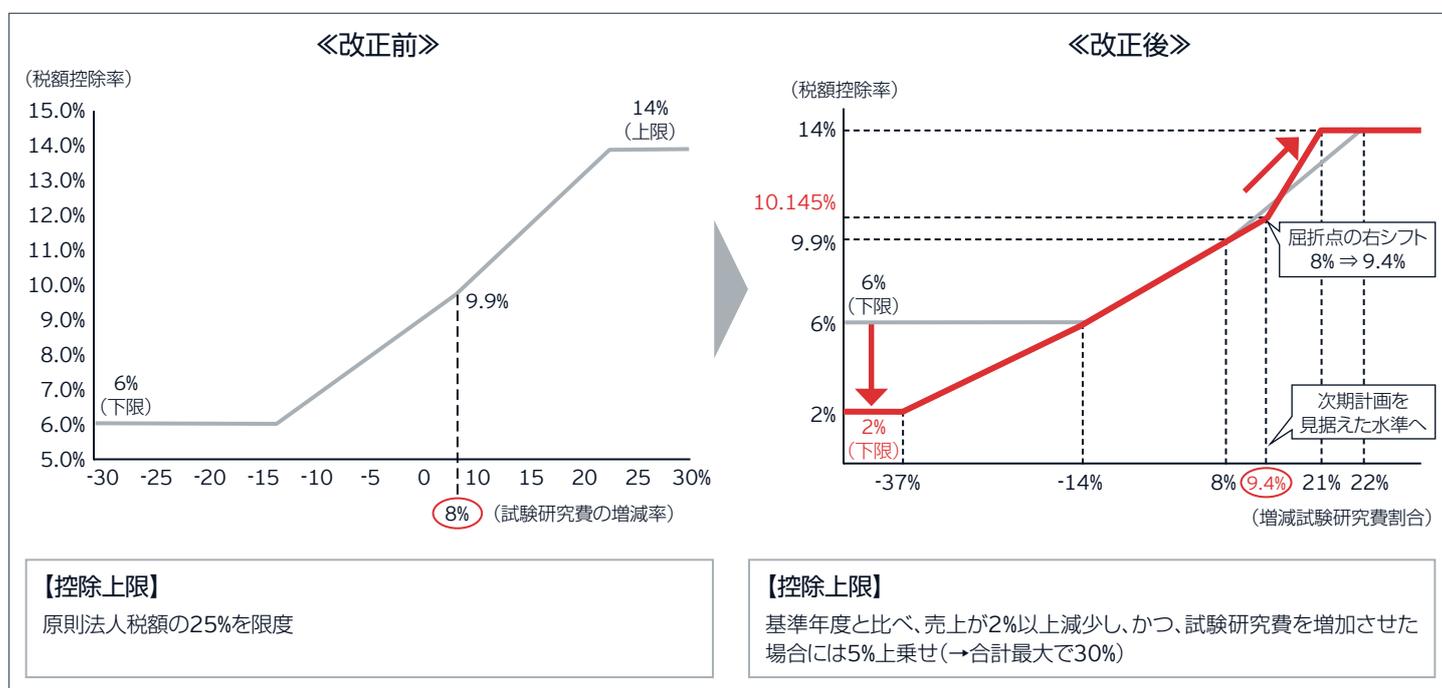
1. 研究開発税制の見直し

令和3年4月1日以後開始事業年度に係る法人税申告から試験研究費の税額控除について、次の項目の改正が行われています。

(1) 一般型(旧総額型)のインセンティブ強化

試験研究費の税額控除を計算する際の控除率を見直すとともに控除率の下限が2%に引下げられています。

また、基準年度と比べ、売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には法人税額に対する控除上限が5%上乘せられます。なお、基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度をいいます。



出典:財務省「令和3年度税制改正」(令和3年3月、https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_02.pdf)を基にEY作成

(2) 試験研究費の意義の見直し

クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が対象に追加されるとともに、業務改善に資する研究であっても、その技術に係る研究が自然科学に関するものであるときは税額控除の対象となることが明らかにされました。その他、棚卸資産や非試験研究用資産の取得価額に含まれる研究開発費の税額控除適用時期について改正が行われています。

また、リバースエンジニアリングにかかる費用は試験研究に該当しないことが明確化されました。

	基礎研究・応用研究	工業化研究
期間費用 (売上原価を除く)	損金算入時に 税額控除の対象	棚卸資産や固定資産に 計上されるものを除き、損金 算入時に税額控除の対象
棚卸資産	—	改正前 売上原価計上時に 税額控除の対象 改正後 会計上、研究開発費 として損金経理 (費用計上)している 場合は、損金経理時 に税額控除の対象
固定資産 (試験研究用資産)	減価償却時に税額控除の対象	
固定資産 (非試験研究用資産)	改正前 税額控除の対象外 改正後 会計上、研究開発費として損金経理 (費用計上)している場合は、損金経理時に 税額控除の対象	
繰延資産 (試験研究用資産)	償却時に税額控除の対象	
繰延資産 (非試験研究用資産)	改正前 償却時に税額控除の対象 改正後 会計上、研究開発費として損金経理 (費用計上)している場合は、損金経理時に 税額控除の対象	

(3) オープンイノベーション型の運用改善

共同研究の相手方の「確認」が税理士等の第三者による「監査」と一部重複している点の運用改善として、共同研究の相手方は「監査」で作成された報告書を基に「確認」する手続きがガイドラインで明確化されます。

また、大企業と大学等との共同研究・委託研究については契約時の総見込額が50万円超のものに限定されました。

2. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し (人材確保等投資促進税制)

大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件が見直され、新規雇用者の給与等の支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制へ変更となりました。

新規雇用者に対する給与を前年度より2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度になっています。

なお、雇用者等給与等支給額の増加額が上限となっているため、新規雇用者のみならず全体の給与も増加する必要があります。

＜改正前＞	＜改正後＞
【要件】 ① 継続雇用者給与等支給額: 対前年度増加率3%以上 ② 国内設備投資額:当期の 減価償却費の総額の95%以上 ③ 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること 【税額控除】 ▶ 雇用者給与等支給額の対前年度 増加額の15%の税額控除 ▶ 教育訓練費増加要件(当期の 教育訓練費 \geq 前期・前々期の 教育訓練費の平均の1.2倍)を 満たす場合には控除率を 5%上乘せ(→合計20%) ▶ 税額控除額は法人税額の 20%を限度	【要件】 ① 新規雇用者給与等支給額: 対前年度増加率2%以上 ② 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること 【税額控除】 ▶ 控除対象新規雇用者給与等 支給額 [*] の15%の税額控除 ▶ 教育訓練費増加要件(当期の 教育訓練費 \geq 前期の教育 訓練費の1.2倍)を満たす 場合には控除率を5%上乘せ (→合計20%) ▶ 税額控除額は法人税額の 20%を限度

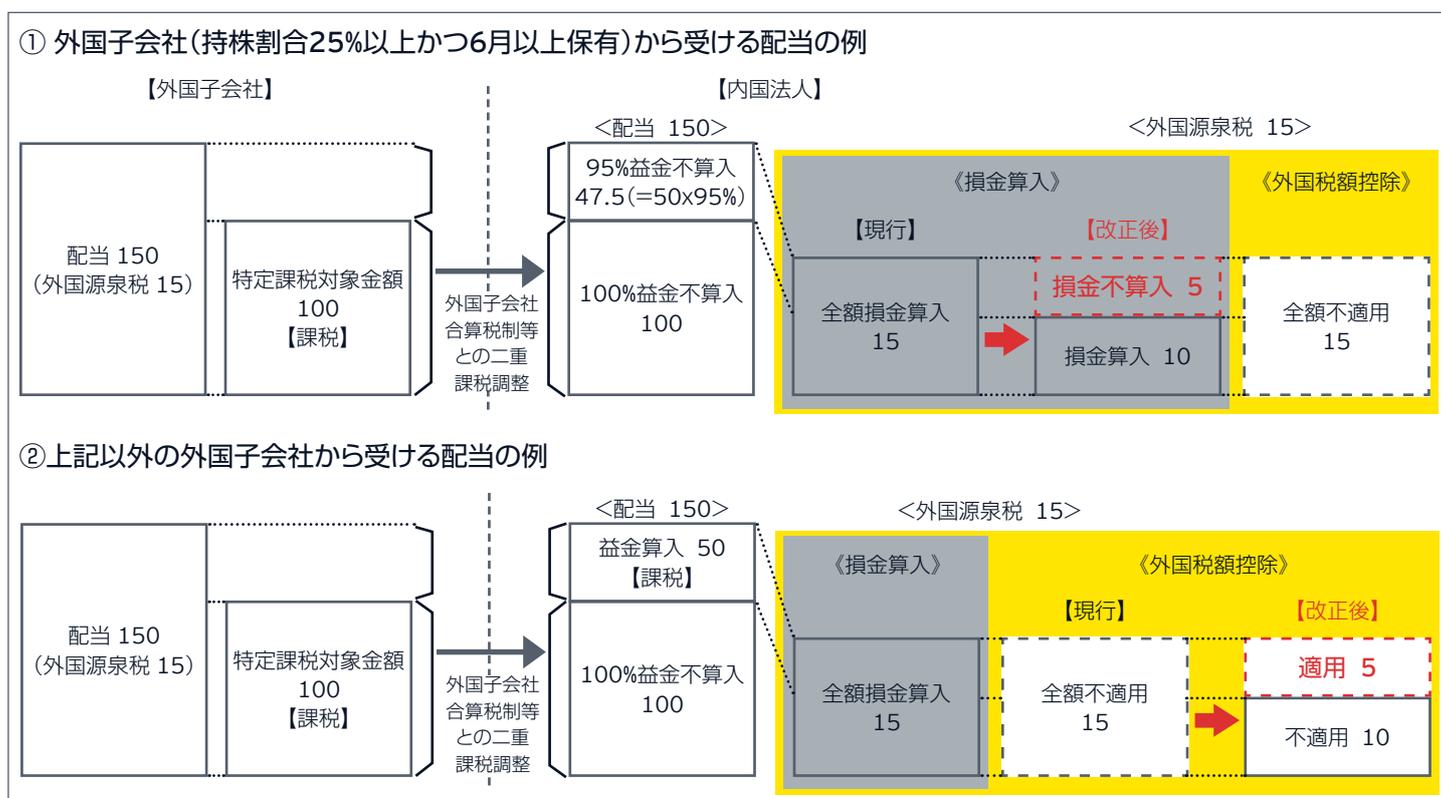
(※)雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

出典:財務省「令和3年度税制改正」(令和3年3月、https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_02.pdf)を基にEY作成

3. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し

内国法人が外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の取扱いについて、次のとおり見直しが行われています。

- (1) 外国子会社(持株割合25%以上かつ6月以上保有)から受ける配当に係る外国源泉税の損金算入について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象とされる配当の額に対応する部分に限定する(改正前:全額損金算入)。
- (2) 上記(1)以外の外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の外国税額控除について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象外とされる配当の額に対応する部分につき外国税額控除の適用対象となる(改正前:全額不適用)。



出典:財務省「令和3年度税制改正の解説、国際課税関係の改正」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p791-853.pdf)を基にEY作成

4. 産業競争力強化法に基づく特例措置

産業競争力強化法の認定を受けた事業適応者が、それぞれの事業適応計画を実施するために投資をしたときは、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(DX投資促進税制)、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(CN投資促進税制)、繰越欠損金の控除上限の特例の適用を受けることができます。

なお、大企業がDX投資促進税制とCN投資促進税制の税額控除を適用する際には、特定税額控除制度の不適用措置に該当していないか確認が必要です。

5. 収益認識に関する会計基準等への対応

令和3年4月1日以後開始する連結会計事業年度及び事業年度の期首から収益認識に関する会計基準が適用されています。早期適用が可能であり、また会計監査の対象とならない中小企業では引き続き企業会計原則にのっとった会計処理も可能であるため、必ずしもすべての法人が対象ではありませんが、令和4年3月期の期首から収益認識に関する会計基準を適用開始し、収益認識の時期や金額を変更した法人は、法人税への影響を確認する必要があります。

特に、会計基準の変更に伴う影響額を期首の利益剰余金で調整している場合には、課税所得が正しく計算されているか確認する必要があります。

6. 遡及適用となる予定の税制改正

次の項目については、令和4年度の税制改正で手当てされ、遡及適用が予定されているため、令和4年3月期決算の申告においても考慮する必要があります。

(1) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(混合配当)の取扱いについて、最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえて、資本の払戻しにおける払戻等対応資本金額等は、減少した資本剰余金の額を上限とすることとされています。

(2) 子会社株式簿価減額特例の見直し

令和2年度税制改正により導入された子会社株式簿価減額特例について、配当を行う事業年度に稼得した利益を原資とした期中配当を行った場合にも適用される可能性がありました。この点について令和4年度の税制改正で見直しが行われます。

また、適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置(適用回避防止規定)についても見直しが行われます。

この改正は令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。

II. 消費税における主要な改正事項

課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

課税売上割合に準ずる割合は、その承認を受けた日の属する課税期間から用いることができるとされていますが、課税期間の末日に間に土地を売却した場合など、承認が間に合わないケースがありました。そこで、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることになりました。

当該改正は令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用することとされています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com) をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220311

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)